

東京、昭49不103、昭50. 1.21

命 令 書

申立人 東京都保育所労働組合

被申立人 墨田三愛学園ことY

主 文

- 1 被申立人墨田三愛学園ことYは、申立人東京都保育所労働組合が申し入れた同組合所属の組合員A1に対する解雇処分の撤回要求に関する件および同人の原職復帰要求に関する件についての団体交渉に誠意をもって応じなければならない。
- 2 被申立人は、本命令書受領の日から1週間以内に、縦55センチメートル、横80センチメートル（新聞紙2頁大）の大きさの白紙に下記の内容を楷書で明瞭に墨書して墨田三愛学園の玄関に掲示しなければならない。
その掲示期間は10日間とする。

記

東京都保育所労働組合

執行委員長 A2 殿

私が、貴組合から申し入れのあった貴組合の組合員A1の原職復帰に関する団体交渉を拒否したことは、不当労働行為であると東京都地方労働委員会において認定されました。

今後は誠意をもって団体交渉に応じます。

昭和 年 月 日

墨田三愛学園園長 Y

(注、年、月、日は文書を掲示した日を記載すること。)

3 被申立人は、前各項を履行した時は、すみやかに当委員会に文書で報告しなければならない。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人東京都保育所労働組合（以下「組合」という。）は、都内の私立保育所の従業員が組織する個人加盟の労働組合であり、結成年月日は昭和38年4月20日、組合員数は、現在約1,000名である。
- (2) 被申立人Yは、昭和46年10月1日から「墨田三愛学園」との名称で肩書き地において保育所を経営している者である。そして東京都民生局に届出である学園の児童数は100名、従業員数は13名（実際は約7名）である。なお、この保育所は、従前は「すずらん学園」との名称でBの経営するところであった。

2 A 1 の解雇

- (1) A 1 は、昭和46年1月Bに雇用され保母の仕事に従事していたが、経営者がYにかわったあとも引き続き同人に雇用されることになり保母の仕事に従事していた。A 1 は、すずらん学園に採用されて以来労働条件および保育条件が余りにも劣悪であるとの不満をもっていた。
- (2) A 1 は、昭和47年夏同人と同様保母の仕事に従事していた4人と話し合いをもった結果、保育所で働く人達の給与とかボーナスはどのくらいであるべきなのか、職員の人数はどのくらい必要なのか等について調べようということになった。そこで同人ら5人は、7月24日東京都民生局へ行き、都から同園に対しいくらの措置費が出ているかなどについてき

いた。

(3) それから何日かして、Yは、東京都民生局から呼び出されたが、その後A1と一緒に民生局へ行った保母のうち8月4日に1名、同月14日に1名をそれぞれ解雇した。またYは、残った者に対しても「都庁でなにをしゃべった。だれが扇動したのか。」などといっていたが、そのような状況の中で結局他の2名も退職していった。

(4) 9月29日A1が出勤すると、YはA1に対し、「あしたから来なくてもよい。クビだ、クビだ。」といい、同人を解雇した。

(5) その後A1は、解雇の翌日から同年11月下旬ころまで連日出勤し続けたが結局就労を拒否された。そして、同人は、翌昭和48年1月16日組合に加入した。

3 解雇をめぐる裁判

A1は、昭和48年4月6日東京地方裁判所に地位保全の仮処分を申請し、同年5月25日申請どおりの決定を得たが、その後起訴命令に応じて、同年6月8日、雇用関係存在確認請求の本訴を提起し、翌昭和49年7月29日の認容判決を得た。そしてこの判決は、同年8月8日Yの控訴権放棄により確定した。

4 仮処分決定後の団体交渉申し入れ

組合は、仮処分決定があった後の昭和48年5月26日、28日、6月1日と3回にわたり、A1の処分撤回および原職復帰に関する件について、Yに、団体交渉を申し入れたが、Yは、「どうせこれは仮処分ではないか、最高裁まで争ってやる。」といってこれを拒否し続けた。そしてその後も組合がYに再三再四話しあいを求めたにもかかわらず、Yの態度は変わらなかった。

5 本件で申立てられた団体交渉拒否

(1) 組合は、本案判決のあった昭和49年7月29日、共闘会議の人達約50名で、銀座にありYが代表取締役になっている山内商事株式会社におもむ

き、Yに対してA1の処分撤回および原職復帰についての団体交渉を申し入れた。その際、Yは、「話し合いは必要ない」「場所が悪い」「こんなに大せいではいけない」などとどなり、会社の従業員とともに暴力的な態度で同人らを追いだした。その中でYの息子は、花びんをふりあげてとびかかって来るような状況であった。そこで組合は、Yに対して「場所はそちらが指定したところでよい、人数も絞る」といったが、Yは団体交渉を拒否するという態度を変えなかった。

- (2) その後組合は、同じ議題について8月22日付内容証明郵便で団体交渉を申し入れたが回答がなかった。申出期日の9月7日にあらかじめ通知してあった交渉委員が学園におもむいたが面会すらできなかつた。そこで9月9日付内容証明郵便で同趣旨の団体交渉申し入れを行なつたが何の回答も得られなかつた。申し入れ交渉期日9月21日にすでに通知してあった交渉委員が団体交渉の申し入れに行つたが、その際、Yは、2階の非常用のすべり台から軍服、軍靴、軍刀の姿で組合員の前に現われて「わしは園長の弟だ」といつて園舎に入ってしまうなどのことがあつた。そして、Yは、未だに団体交渉に応じていない。

第2 判断

- 1 (1) 申立人組合は、被申立人Yが団体交渉を拒否するについては合理的な理由はなく明らかに不当労働行為であると主張し、前述本案判決後の団体交渉拒否について、当委員会にその救済を求めてきた。
- (2) これに対して、被申立人は、適式の通知を受けながら答弁書すら提出せず、また、当委員会の調査および審問に一切応じなかつた。
- 2 被申立人が、本件団体交渉を拒否していることは明白であるから、その拒否に合理的理由があるか否かを判断するに、①7月29日組合が、山内商事株式会社にYを訪ねて団体交渉を申し入れた際団体交渉の場所および人数について譲歩する旨述べたにもかかわらず、Yがあくまで団体交渉を拒

否するとの自己の態度を変えなかつたこと、②再度にわたる内容証明郵便による団体交渉申し入れに回答さえしなかつたこと、また、③9月21日のYの誠意を欠く態度からしても、Yには団体交渉をする意思すら全くないと判断され、およそ団体交渉を拒否するに足る合理的理由を見出すことはできない。

第3 法律上の根拠

以上の次第であるから、被申立人の団体交渉の拒否は、労働組合法第7条第2号に該当する。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和50年1月21日

東京都地方労働委員会

会長 塚本重頼